



1 事業者は、利用者が希望する特別なサービスに要する費用の支払いを利用者に請求できます。

2 事業者は、デイケアサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

#### 第8条（利用料金の支払方法等）

利用者は、デイケアサービスの提供の対価として、別に定める利用料相当金額を、事業者に求めに応じて支払います。

1 事業者は、利用料相当金額を施設利用毎に利用者に請求いたします。

2 利用者は、請求額を、事業者と利用者間で合意した方法でその期限までに支払います。

3 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行します。

### 第4章 契約の終了

#### 第9条（契約の終了）

1 利用者は、30日以上予告期間において文書又は口頭で事業者に通知する事により本契約を解約する事が出来ます。但し、次の事由に該当する場合には、利用者は文章で通知する事により直ちに本契約を解約する事が出来ます。

(1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。

(2) 事業者が守秘義務に違反したとき。

(3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間において、本契約を解除することが出来ます。但し、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちに本契約を解約する事が出来ます。

(1) 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催促したにもかかわらず、30日以内に支払われない場合

(2) 利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに契約期間以内に退院でき見込みがない場合。

(3) 利用者が公序良俗または法律に反するなど、本契約を継続し難いほどの行為を行ったと認めるとき。

(4) 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることが出来ない場合。

(5) 利用者が死亡した場合。

### 第5章 損害賠償

#### （損害賠償）

事業者は、デイケアサービスの提供により事故が発生した場合は、関係機関、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 事業者は、デイケアサービスを提供する上で、本契約の条項に違反し、又は事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

#### 第10条（情報の保存）

事業者は、利用者に対するデイケアサービスの提供に関する書類等を整備し、本契約終了後、5年間保存します。

## 第6章 その他

### (苦情解決)

利用者又はその家族は、事業者が提供したデイケアサービスに関する苦情がある場合はいつでも相談受付窓口で苦情を申し立てることが出来ます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じます。

1 事業者は、利用者又はその家族が苦情申し立てした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の不利益を与えません。

### 第13条 (法定代理人、家族及び身元引受人)

1 事業者は、利用者に対し、法定代理人を求めることがあります。但し、社会通念上、利用者に法定代理人を立てることが出来ない相当の理由が認められる場合は、身元引受人を求める事とします。

2 法定代理人は、本契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき、利用者と連帯して履行の責任を負います。

3 法定代理人は、次の各号の責任を負います。

- (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者協力する事。
- (2) 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先確保に努めること。
- (3) 利用者が死亡した場合の遺留金品の処理その他必要な措置。

### 第14条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとし、本契約の成立を証するために、契約書2通を作成し、利用者と事業者が記名押印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住所  
氏名 印

代筆者 住所  
氏名 (続柄) 印

事業者 住所 東京都町田市鶴間 1-18-13 南町田駅前診療館 2, 4 階  
氏名 いのうえ内科クリニック 院長 井上昌彦 印

デイケアは様々な人が集まる場です。ご利用者様にはメンバーとしてのマナーやルールを意識して頂き、お互いがお互いの目標や考えを尊重し、協力してより良いデイケア利用ができるようお願い申し上げます。

1. 他のメンバーへの迷惑行為の禁止

暴力・暴言・飲酒・酒気帯び・危険物の持ち込み・政治、宗教活動・文書配布・賭博行為・金銭の貸し借り・セクシャルハラスメント・活動プログラム進行の妨害行為などこれらの行為に準ずるものも迷惑行為としてみなし禁止します。

2. デイケアの参加について

遅刻・欠席のご連絡は、前日の 17:00 までにご連絡ください。

無断での遅刻・欠席は食材や一部プログラム材料費を請求させていただくことがあります。

3. 持ち込み物品の禁止または利用の制限について

【持ち込み禁止物品】

私物はすべて名前を記入し保管はロッカーをご利用ください。

ロッカーキー及び私物は各個人の責任にて管理してください。

ロッカーキーを紛失された場合、交換費として実費を徴収させていただきます。

携帯電話の持ち込みは可能ですが以下のことに注意して下さい。

活動時間中はマナーモードに設定の上、通話・メール・掲示板・チャット行為は禁止します。

活動時間中の撮影・録音については禁止とさせていただきます。

建物・敷地内は禁煙です。煙草を吸われる方は所定の場所で喫煙をお願いします。

内服中や頓服薬などのお薬のある方はご持参ください。

4. 服装について

運動のしやすい服装・靴で参加してください。上履きもご準備ください。

5. 施設内備品、展示物等のき損又は滅失について

ご利用者様の故意又は重大な過失により、施設内の備品等をき損又は滅失したときは、実費額を請求いたします。

6. 診療費の支払いについて

診療費の支払いは通所の都度支払いをお願いします。

支払方法は現金のみとなりますのでご注意ください。

7. ご利用の中断・登録の取消しについて

上記ルールを守れない場合、デイケアの利用を中断又は登録の取消しをさせて頂く場合がございます。ご自身の意志にて、中断をご希望される場合は、スタッフへ相談してください。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

印

- 高額の金銭
- 預金通帳、印鑑などの財産関係
- 火気類などの危険物
- 包丁、カッター、はさみ等の刃物類
- 飲食物(生もの)、酒類
- ペット類
- その他上記に準じると判断される物

## 個人情報取り扱い同意書

いのうえ内科クリニック(以下「当院」)では、お預かりした個人情報について、法令に従い、以下のとおり適正かつ安全に管理・運用することに努めます。

### 1. 利用目的

当院は、収集した個人情報について、以下の目的のために利用いたします。

- ①医療サービスの提供のため
- ②ご家族への病状説明のため
- ③医療保険事務のため
- ④会計・経理のため
- ⑤他院・保険薬局・診療所・助産所・訪問介護ステーション・介護サービス事業者などとの連携のため
- ⑥外部の医師などへの助言依頼のため
- ⑦院内での医療実習・症例研究のため

### 2. 第三者への提供

当院は、以下の場合を除いて、個人データを第三者へ提供することはありません。

- ①法令に基づく場合
- ②人の生命・身体・財産を保護するために必要で、本人から同意を得ることが難しい場合
- ③患者が意識不明または判断能力に疑いがあるという状態であり、治療時に家族や関係機関などへ病状を伝える必要がある場合
- ④公衆衛生の向上・児童の健全な育成のために必要で、本人から同意を得ることが難しい場合
- ⑤国の機関や地方公共団体、その委託者などによる法令事務の遂行にあたって協力する必要があり、かつ本人の同意を得ることで事務遂行に影響が生じる可能性がある場合

### 3. 開示請求

利用者の個人情報について、ご本人には、開示・訂正・削除・利用停止を請求する権利があります。手続きにあたっては、ご本人確認のうえ対応させていただきますが、代理人の場合も可能です。詳細については、当院スタッフへご連絡ください。

上記の個人情報取り扱い事項について同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所  
氏名

印